

けたとき、これは我が國が個別の自衛権を行使する場合、あるいは限定された集団的自衛権を行使する場合、いずれにしましても、相手から我が国あるいは密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生する、これは大前提であります。相手から武力攻撃を受けたとき、この点につきましては從来と全く変わりはないと考えます。

○大塚耕平君 従来と全く變わりはないという淡泊な書面でも結構でございますので、委員長にお願いをしたいのは、専守防衛の定義について、委員会での議論を論理的にそしやくをする限りは定義が変わつたというふうに理解せざるを得ないのでは、専守防衛の定義は変わつたのかどうかという

○大塚耕平君 私の持ち時間あと一分ですので、最後に中谷大臣に一問ござる同いとこつゝと思ふ  
ことに二つて資料を外務省からいたたきたいと思  
います。是非、委員長には大変お手数を掛けて恐  
縮ですが、よろしくお取り計らいをください。  
○委員長(鴻池祥肇君) 併せて後の理事会にて協  
議をいたします。

「武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被  
機事態はどういう状況かという質問に対しても、  
中谷大臣は衆議院でもよく、我が国の存立危  
も、中谷大臣は衆議院でもよく、我が国の存立危  
ます。」

害」という表現を使っておられます。これに対し  
て我が党の後藤議員が衆議院で随分何度もやり取  
りさせていただいて、武力攻撃を受けた場合と同  
様な事態というとやはり死傷者が出ることをつい  
て想定しがちなんですが、死者が出るということは  
必ずしも想定しておりませんという御答弁をされ  
ました。

改めて、「武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害」、このときには存立危機事態が認定されるわけですから、これはどういう定義かということをお伺いして、質問を終わらせていただきます。

民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断をするということになるわけですが、大塚耕平君 終わります。

私の方からは、この安保法制、違憲立法でございますけれども、違憲立法の違憲の核心論点、核心論点であるにもかかわらず、衆議院の審議の中でも一度も議論される機会がなく強行採決をされてしまつておりますけれども、憲法前文の平和主義、憲法前文の平和主義と集団的自衛権の行使あるいは核兵器すら提供、運搬ができるといううな安保法制の仕組み、それが真っ向から違反する、憲法違反の論点であるということを質疑をしていただきたいと思います。

その質疑に入らせていただく前に、ちょっとと前回の、私、委員長のお計らいで、委員会に政府

一見解を出していただきたいといふお願いをしてしまって、昭和四十七年政府見解の、私は読替えといふうふうに申し上げておりますけれども、昭和四十七年政府見解、集団的自衛権行使を否定した政府見解であるにもかかわらず、その中に「外国の武力攻撃」という言葉が裸で書かれている。誰に対すると書かれていないので、そこに同盟国に対する

る外国の武力攻撃というふうな意味で読み替われば、同盟国に対する外国の武力攻撃によつて「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から奪われる」まさにホルムズ海峡、集団的自衛権の局面ができ上がって、よつて昭和四十七年政府解説、「私の手元にござりますけれども、私のホームページでこれ公開しております、内閣官房

制局より情報公開請求をして、いたいたものでござりますけれども、昭和四十七年政府見解の審査物でございます。

前回の八月三日の質疑で確認をさせていただきました。この昭和四十七年政府見解の前にも後の年にも、あらゆる政府の国会答弁、あらゆる政府の憲法九条に関する政府見解で、限定的な集団的の属性でございます。

衛権を法理として認めたものは存在しません。つまり、安倍内閣が今、国会に出している安保法制、そのうちの集団的自衛権の部分は、この昭和四十七年政府見解の中に集団的自衛権が法理として本当に書かれているのか。これを作った、昭和四十七年の十月の七日に当時の吉國法制度局長官

が決裁して、十月の十四日に国会に提出しているものでありますけれども、これに集団的自衛権の行使が、作つたときから存在するといふふうにもう政府は何度も答弁していますけれども、本当に存在するのかどうか、もうその一点に尽きるわけですか。――

この小冊子の、この政府見解の中には集団的自衛権が法理として書かれていないければ、安倍内閣を行つた行為はまさに解釈改憲そのものであり、七月一日の閣議決定は違憲の閣議決定であり、それに基づく法律は違憲の立法として全て違憲無効となる。そして、安倍内閣は、国民の憲法をじゅうなる。

りんをした責任を取つて絵辞職していただかななければならぬわけございます。そのことについて、先日、八月三日の質疑で政府統一見解を求めさせていただきました。こうしたこと質問をさせていただいておりまます。実は、この政府見解、作るきっかけになつたのは昭和四十七年の十月の七日に質疑がござります。

内閣法制局で決裁されているんですけど、そ  
のちょうど三週間前の九月の十四日、まさに私たち  
の参議院の決算委員会でございます。決算委員  
会において、当時社会党の水口先生という方が審  
法九条と集団的自衛権の関係について憲法上可能  
なのかということを何度も何度も質問なさり、当  
時の吉國長官が、そんなことはできるわけがあり

ません、他国の防衛、集団的自衛権の行使といふのは憲法九条をいかに読んでも読み切れないといふような答弁を何度も何度も重ねて、その答弁を基に、先日、横畠長官もお認めになりましたけれども、その九月十四日の答弁内容の論理を基に作られたのがこれだというふうにおっしゃいましてた。

なので、前回の八月三日の質疑で、私はこういう政府統一見解をお願いをさせていただきました。その九月十四日の議事録、前回配付をさせていただきましたけれども、あの議事録の何ページの箇所に限定的な集団的自衛権の行使を論理として含んだ、七月一日に書かれている基本

的な論理と、何ページの何行目に書かれているんですかといふように、安倍内閣は言っていますけれども、基本的な論理が書かれているんですかといふように、政府統一見解を求めていたわけです。

この質問の趣旨は、一言で申し上げますと、集団的自衛権が否定された政府見解の中にあるわけから始め、ずっとやっていたわけでございます。その証拠を、議事録の箇所という具体的な物証ですが、単なる観念論ではなくて、日本語として書かれております。

されている議事録の箇所という物証で示すことを政府は責任を負ったわけでございます。そこが決定的に違う。

それで、出てきた統一見解でございますけれども、また委員の先生方にも共有いただきたいと思ひますけれども、具体的な議事録の箇所、何点か読み上げさせていただきますけど、こういうこと

が書いてあります。集団的な自衛権の行使の基本的な論理が書かれているという部分です。「侵略が現実に起こった場合」、先ほど大塚先生の質疑にもございましたけれども、我が国に武力攻撃が発生した場合ですね、侵略ですかから。「侵略が現実に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する

する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法第九条に対する私どもの今までの解釈の論理の根底、「まさに根本規範だというふうに言つております。

出された提出資料ですけれども、正式に、事前に  
お読みになつていますが。  
○国務大臣(中谷元君)　はい、挿読をいたしてお  
ります。

○小西洋之君　では、中谷大臣に伺います。

前回、横畠長官に伺つた質問であり、中谷大臣  
には外交防衛委員会でも何度か質問をさせていた  
ります。

むものであるということを示しております。  
すなわち、この中で、基本的な論理とはといふ  
ことで述べた後、この九月十四日の委員会において、  
て、例え、「侵略が現実に起つた場合に、」  
れは平和的手段では防げない、その場合に「生  
命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根  
底からくつがえされるおそれがある。その場合に

も形もないんですよ。作れなかつたので言いがかりを付けて、論理的に集団的自衛権を憲法九条から作れなかつたのでこの四十七年政府見解に書かれていると言ひがかりを付けているだけなんですよ。それだけの問題であるということを、今後厳しく更に日本社会全体で追及をさせていただきたいと思います。

もう一つ申し上げます、「わが国の国土が侵され、その結果国民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵される」ということがないようになります」、あるいは「わが国が侵略をされてわが国民

には外交防衛委員会でも何度も質問をさせていただいています。だいていいる質問でござります。

底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない」と述べるなど、この基本的な論理を含む答弁をいたしております。

いと  
思ひます。  
〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕  
では、平和主義の問題に移らせていただきま  
す。

もう皆さん今お聞きたいだい分分かりますように、これはまさに、我が国に武力攻撃が起きたときに、辛うじてぎりぎりの、それを守るために正当防衛的な意味での自衛の措置ができるという個別的自衛権だけを認めている箇所なんですけれども、その箇所をもつて集団的自衛権が含まれて

い、他国が武力攻撃を受けている状況では日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利は根底から覆らない、日本国民の幸福追求というふうな言い方、先に幸福追求と言っていますが、幸福追求、あと生命、自由というのは侵されない、よって我が国は憲法上何ら自衛の措置はできないというふうな

なぜその理由かといふとござりますけれども、こういうふうに書いています。今申し上げた箇所は、皆様おなじみの、昭和四十七年の政府見解を三つに分けているわけですね、基本的な論理(1)、基本的な論理(2)と(3)の帰結、当てはめを区分することなく、一体として当時の吉國長官は述べているんだと、だから今の文章の中に集団的自衛権の行使が含まれているというふうなことを言つておるわけでござります。こんな統一見解を出さなければ、もう議会は言論の府として成り立たないわけでござります。

十二年後に、その吉國長官の作った言葉、あと吉國長官が述べているその論理に反して、この昭和四十七年政府見解を読み替えて、同盟国、我が国に対する外国の武力攻撃が発生した局面でも、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根柢から覆されることがあるといふうふうに読み替えることができるんでしようか。もう三度目の質問だと思うので、お答えいただけますでしょうか。

七年九月十四日の吉國法制局長官の答弁は、昭和四十七年の政府見解で示された基本的な論理を含

つけ、憲法改正を押し進め、戦時の時代に逆戻りしようとしています。今政府が進めようとしている戦争につながる安保法案は、被爆者を始め平和を願う多くの人々が積み上げてきた核兵器廃絶の運動、思いを根底から覆そうとするもので、許すことはできません」。また、最後にこの方は、「平和を願う全ての人々の前で、今後もこの平和のための取組を行うということを心から誓うといふつにおっしゃっているところでございます。

岸田大臣に伺います。

広島第一区、爆心地を選挙区とする代議士であり大臣でございますけれども、この、長崎ではござりますけど、市長の、日本国憲法における平和の理念、あと、この被爆者の代表の方の平和を願う多くの人々の思い、これは憲法前文の平和主義、それを含むという理解でよろしいでしようか、そのようにお受け止めるということでおろしいでしようか。

○國務大臣(岸田文雄君) 我が国として、七十年前の大戦の反省に立ち、平和、不戦の誓いを立て、そして平和国家としての歩みを続けてきました。憲法の前文も含めて、この平和に対する考え方、平和国家としての考え方、これはこれからも全く変わることはないと考えます。

○小西洋之君 岸田大臣に重ねて伺います。次のページをおめくりいただけますでしょうか。これは広島の、八月六日でございますけれども、原爆慰靈碑の言葉です。あの有名な、「安らかに眠つて下さい」という言葉でございます。これは、広島市のホームページで解説文があるんですけれども、ページの下のところを見ていただきますでしょうか。「碑文は、すべての人びとが、原爆犠牲者の冥福を祈り、戦争という過ちを再び繰り返さない」、核兵器だけではないんです、「戦争という過ちを再び繰り返さないことを誓う言葉である過去の悲しみに耐え、憎しみを乗り越えて、全人類の共存と繁栄を願い、眞の世界平和の実現を祈念するヒロシマの心が、ここに刻まれてい

る」というふうに書かれています。

岸田大臣に重ねてお伺いさせていただきます。

この「眞の世界平和の実現を祈念するヒロシマの心」、これには憲法前文の平和主義、歴代政府は、岸田大臣も答弁いたしましたと思いますが、三つの平和主義の考えが憲法前文に書かれています。その三つの平和主義を全て含むという理解でよろしいでしょうか。

○國務大臣(岸田文雄君) 憲法前文の三つの平和主義というの、今ちょっと手元にありますがあ

日本国民……(発言する者あり) 今手元にある、日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意するというのが一つ。また、日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意した、これが二つ。三つ目として、我らは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

三つというのはこの三つとおっしゃるのであるならば、この理念はしっかりと堅持されるべきだと考えます。

○小西洋之君 堅持ではなくて、広島のこの碑文ですね、「安らかに眠つて下さい」過ちは繰返しませぬから」という文言の広島市による解説の参考です。この三つが含まれているとお考えになりますが、当たり前のことを私は聞いています。

○國務大臣(岸田文雄君) 当然のことながら、我々が国の憲法の理念を含むというのは当たり前のことでないかとを考えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今、岸田大臣が読み上げてくださった箇所が実際は配付資料のP5、憲法前文の三つの平和主義とするところを岸田大臣が読み上げていただきまし

た。歴代政府は、なぜ戦争を放棄するのか、なぜ平和でなければいけないのか。我が日本国民は、どのような平和を望み、それを誓うのか。憲法九条には、戦争の放棄、戦力の不保持などしか書いていません。なぜ平和を、どのような平和を求めるのかは憲法の前文にしか書いていないんですね。そのことは、三つの平和主義、岸田大臣が読み上げていただいたものも、言葉で表現されています。

四ページ、御覧いただけますか。

このことは、我々国会だけではなくて、子供たちが義務教育で、小学校の義務教育で習っております。日本で一番今広がっている、今年の三月の段階ですけれども、教科書、日本で一番採択率が多いものと二番目、それぞれから抜粋をさせていただきました。今申し上げた憲法前文の平和主義を作ったときの説明文にもちゃんと書かれているところがございます。

じゃ、ちょっと五ページを御覧いただきまし

て、この憲法の前文ですけれども、単なる美しい言葉ではなくて、物すごく大切な、法的な意味があるということが、歴代政府の国会答弁、また最高裁、砂川判決でも明確に示されています。一つ目、この五ページの上でですね、下線の部分を御覧いただけますでしょうか。「憲法第九条がその理念を具体化した規定である」と。その上から来るんですけれども、「憲法の基本原則の一つである平和主義については、」「憲法第九条がその理念を具体化した規定である」というふうに書いております。これはP8の、砂川判決を付けておりますけれども、砂川判決の上から五行目ぐら

ます。

さらに、さつきの五ページの二つ目の段落ですけれども、憲法の前文は、それの条文を解釈する場合、すなわち憲法九条を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持つていていうふう

に書かれています。すなわち、憲法九条を解釈するに際して、憲法前文の平和主義の意味から離れてそれに矛盾するような解釈は許されないんです。それをやった瞬間に憲法違反です。違憲無効になるんです。このことは、実は昭和四十七年政

府見解の中にもちゃんと書いてあります。これを安倍内閣は物の見事に切り捨てていてるんですけども。七ページを御覧いただけますか、七ページ。七ページの上の箱の左側が昭和四十七年政府見解です。マジックを引いたところを御覧いただけますか。「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」つまり、戦争の放棄や戦力の不保持を定めた日本国憲法でも、国民の生存、命に関わるようなときは自衛の措置ができるからといって、ただ、その自衛の措置ができるからといって、何でもかんでもできるわけではない、平和主義の制限に服するんだということを明確に言つて、たどつてゐるわけです。

じゃ、今のところを確認させていただきますね。ところが、右側に目を移していくと、七月一日の閣議決定でこれ切り捨てていてるんですね。平和主義を切つて、何でもできることになつていてるわけです。

政府がこの度の安保法制で行うあらゆる自衛隊の活動は、それは九条の自衛の措置を根拠にするものでも、あるいは六十五条の行政権の行使を根拠にするものでも、何でも構いません。全て憲法前文の解釈の指針、更に言うと、憲法の前文、さつき三つの前文を自ら読み上げていただきました。それは広島の誓いとも変わらない言葉だとうふうにおっしゃいました。それと矛盾することができないんです。

今回の安保法制で、武器弾薬の輸送として核兵器が輸送できることになつていて、法理として

ですね。弾薬の提供として核兵器が提供できることに法理としてなっています。なぜ、全世界の国民の平和的生存権、五ページの、さつき自ら読み上げていただいたところですね、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」というふうに書いてあります。次の六ページをおめくりいただきましたら、政府の答弁書などを付けていますけれども、この「ひとしく恐怖と欠乏」というのは、戦争による惨禍です。もう確立した解釈です。憲法を作ったときから、分かりやすく言うと、私たち日本国民は、日本国民だけではなくて全世界の国民の皆さんのがひとしく、誰一人欠けることなく、戦争の惨禍の恐怖と欠乏ですから、一言で言うと戦争によって殺されることがなく「平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」というふうに書いてあるわけです。この考案の下でしか憲法九条を始めとする憲法の条文は解釈できないんです。

にもかかわらず、なぜ大量破壊兵器である核兵器を安保法制の下で輸送、提供できることになつ

ているんでしようか、法理として。それは、まさ

に憲法違反のことを皆さんは解禁しているのでは

ないんですか、明確に答弁ください。

絶対しないとか、そういう政策論を聞いている

わけじゃないです。爆心地の代議士として、私の両親も実は広島出身でございます。父親は、まだ幼いときでございましたけれども、原爆の熱線を肌で体感した人間でございます。その方々にお答えいただけますでしようか。なぜ、憲法上、これで、どう考へても憲法違反になると思うんですけども、大量破壊兵器を輸送や提供することはこの憲法前文の趣旨に反しますから、その憲法の前文の下で法理としての拘束を受ける、憲法九条であれ、六十五条の行政権の行使であれ、違反することになると思いますが、明確な答弁をお願いいたします。

○國務大臣(岸田文雄君) まず、最後の部分に端

的にお答えするとしたならば、これはもう再三申

し上げております。我が国は、非核三原則を始めとする我が国的基本方針の下、核兵器について輸送したり提供することは絶対にあり得ませんといふことを再三申し上げております。核兵器を輸送、提供することはありません。よつて、これは、今御指摘のような点には全く反しないと我々は考えております。

○小西洋之君 非核三原則は、誠に尊い国会決議に基づく我が国の国是です。ただ、私が聞いてい

るのは、さらに、その国是の前提にある憲法の論理としての解釈を伺っているんです。

政府統一見解を求めたいと思います。全世界の国民に平和的生存権を確認している憲法前文、そ

の解釈上の指針、また、憲法九条というのはこの憲法の前文が具体化した規定であるというのが政

府の見解であり、最高裁の判決の考え方です。に

もかかわらず、なぜ核兵器の輸送や提供が法理と

してできることになっているのか、なぜできるこ

とになつていてるのかについて、論理的な文書をこの委員会に提出いただくことを要求いたします。

○理事(佐藤正久君) 後刻理事会で協議いたしま

す。

○小西洋之君 ありがとうございます。

じゃ、今度、中谷大臣に伺わせていただきま

す。

○國務大臣(佐藤正久君) 後刻理事会で協議いたしま

す。

○國務大臣(中谷元君) 平和につきましては、憲

法の精神、これは非常に大事なものでございます

が、片や、國の生存権、こういうもののもる説明

をしておりまして、我が国におきましては自衛のための権利、措置が認められているわけでござります。

そして、集団的自衛権というのは国連憲章にも認められた各國に対する権利でございまして、我

が國の憲法に照らしまして、こういった中におきまして、我が國の自衛のための必要最小限度の措

置といふことで容認をされることでござります。

○小西洋之君 ありがとうございます。

小学生も、学校の先生も、その子供たちの親御さんも、誰も理解できません。

○國務大臣(中谷元君) 分かりますか。確かに、今おっしゃったよう

に、国際法的に集団的自衛権の行使はできるんで

す。ただ、我が国は平和主義の憲法なんです。

和主義の憲法の下では、全世界の国民の平和的生

存権を確認している以上は、まさに日本が攻撃を

受けた日本国民が殺されてしまう、何の罪もない

日本国民が殺される、それを防ぐためだけの必要

最小限の武力行使、歴代政府の解釈で、昨年七月一日以前の、それ以外はできないんですよ。

もう一度聞きます。じゃ、中谷大臣の答弁は、

日本が武力攻撃を受けないのに、受けられないん

ですね、イランから、絶対受けていないんですよ。

し上げております。我が国は、非核三原則を始めとする我が国的基本方針の下、核兵器について輸送したり提供することは絶対にあり得ませんといふことは、ならないにわかわらず、そのアメリカとイランの戦い、武力紛争あるいは武力抗争によつて日本に石油が来なくなってきた、不足してきた、タンカーがなかなか来なくなつた。だからといって、石油が足りないからといって、自衛隊を派遣してもかかわらず、なぜ石油を確保しているこの憲法前文の平和主義と、その解釈の拘束を受ける、法理としての拘束を受ける九条の下で可能なんでしょうか。

もう先を申し上げますと……(発言する者あり)

り)、なぜ可能になるんでしょうか。この小

学校の教科書ですね、子供たちが習つている、小

学生に説明できるように分かりやすく教えてくだ

さい。なぜ石油のために、ほかの國の国民を武力行使で、軍人や、あるいは巻き添えでイランの市民を殺傷して石油を確保することができるんで

しょうか。

○國務大臣(中谷元君) これは石油を求めて戦争するというのではなくて、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置ということでござります。

○國務大臣(中谷元君) これは石油を求めて戦争するというのではなくて、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置ということでござります。

そして、集団的自衛権といふのは国連憲章にも認められた各國に対する権利でございまして、我

が國の憲法に照らしまして、こういった中におきまして、我が國の自衛のための必要最小限度の措

置といふことで容認をされることでござります。

○小西洋之君 ありがとうございます。

小学生も、学校の先生も、その子供たちの親御さんも、誰も理解できません。

○國務大臣(中谷元君) 分かりますか。確かに、今おっしゃったよう

に、国際法的に集団的自衛権の行使はできるんで

す。ただ、我が国は平和主義の憲法なんです。

和主義の憲法の下では、全世界の国民の平和的生

存権を確認している以上は、まさに日本が攻撃を

受けた日本国民が殺されてしまう、何の罪もない

日本国民が殺される、それを防ぐためだけの必要

最小限の武力行使、歴代政府の解釈で、昨年七月一日以前の、それ以外はできないんですよ。

もう一度聞きます。じゃ、中谷大臣の答弁は、

日本が武力攻撃を受けないのに、受けられないん

ですね、イランから、絶対受けていないんですよ。

ではあります。日本の同盟国のアメリカと伊朗が戦争しています。伊朗は日本を攻めてきていないにもかかわらず、そのアメリカと伊朗の戦い、武力紛争あるいは武力抗争によつて日本に石油が来なくなってきた、不足してきた、タンカーがなかなか来なくなつた。だからといって、石油が足りないからといって、自衛隊を派遣してもかかわらず、なぜ石油を確保しているこの憲法前文の平和主義と、その解釈の拘束を受ける、法理としての拘束を受ける九条の下で可能なんでしょうか。

もう先を申し上げますと……(発言する者あり)

り)、なぜ可能になるんでしょうか。この小

学校の教科書ですね、子供たちが習つている、小

学生に説明できるように分かりやすく教えてくだ

さい。なぜ石油のために、ほかの國の国民を武力行使で、軍人や、あるいは巻き添えでイランの市民を殺傷して石油を確保することができるんで

しょうか。

○國務大臣(中谷元君) これは石油を求めて戦争するというのではなくて、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置ということでござります。

○國務大臣(中谷元君) これは石油を求めて戦争するというのではなくて、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置ということでござります。

そして、集団的自衛権といふのは国連憲章にも認められた各國に対する権利でございまして、我

が國の憲法に照らしまして、こういった中におきまして、我が國の自衛のための必要最小限度の措

置といふことで容認をされることでござります。

○小西洋之君 ありがとうございます。

小学生も、学校の先生も、その子供たちの親御さんも、誰も理解できません。

○國務大臣(中谷元君) 分かりますか。確かに、今おっしゃったよう

に、国際法的に集団的自衛権の行使はできるんで

す。ただ、我が国は平和主義の憲法なんです。

和主義の憲法の下では、全世界の国民の平和的生

存権を確認している以上は、まさに日本が攻撃を

受けた日本国民が殺されてしまう、何の罪もない

日本国民が殺される、それを防ぐためだけの必要

最小限の武力行使、歴代政府の解釈で、昨年七月一日以前の、それ以外はできないんですよ。

もう一度聞きます。じゃ、中谷大臣の答弁は、

日本が武力攻撃を受けないのに、受けられないん

ですね、イランから、絶対受けていないんですよ。

れども、受けないのに武力行使をして、イランの市民を殺傷すること軍人や、巻き添えでイランの市民を殺傷することが、この全世界の国民の平和的生存権の関係で法理として許されるというふうにお考えなんですか。

○国務大臣(中谷元君) この原因が、まず機雷をまかれたということ、そして我が國と密接な関係にある国が武力攻撃を受けたということ、それによりまして、我が國の状況が非常に、石油の途絶によりまして、経済的な影響のみならず、国民生活に死活的な影響、つまり国民の生死に関わるような重大そして深刻な影響が生じるか否か、こういうことを総合的に評価をした結果、状況によつては存立危機事態の認定をすると。つまり、我が國の存立に関わる事態をこれは排除をするということが目的でもございまして、國際的に認められた権限の行使の一部であります。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

[速記中止]

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こして。

○国務大臣(中谷元君) 憲法の平和主義、これは大事なわけでございますが、しかし、國家として国民の生命、財産、これを守るという、いわゆる生存権、これも大事なわけでございまして、るる政府の基本的な論理において説明されているように、憲法は、九条において戦争を放棄して戦力の保持を禁止していると思われますけれども、前文による、幸福追求権、そしてこの幸福追求権、こういうものから自國の平和と安全を維持して、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることは禁じているとは到底解されないと、ございまして、こういった事態におきまして、國の存立を脅かす危険が明確な場合におきまして、國の存立を脅かす危険が明確な場合は、この自衛の措置ということは、これは國際的に認められておりますし、憲法上も認めるということでございます。

○小西洋之君 今大臣は、日本国民の平和的生存権を根拠に、全ての実力行使が禁止されているよ

うな憲法九条の下でも、日本国民の生命を守るためにことはできると申しましたけど、私が聞いているのは、日本国民の平和的生存権はどうなんですかと聞いているんです。

日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、ある国に日本が武力行使をするのが集団的自衛権の行使ですから、その武力行使を受けるイラン国民の軍人、市民の、他国民の平和的生存権を抹殺しても、日本は石油のために集団的自衛権という武力行使ができるという法理としてお考えなんですか。イエスかノーかでお答えください。平和的生存権のいいとこ取りは許されないんです。

中谷大臣に聞いています。

○国務大臣(中谷元君) これは、國際法の世界に

おいて、国連憲章がありまして、その中で、武力行使が容認される権利といいたしまして、個別的自衛権、集団的自衛権、國際安全保障、こういう場合におきましては武力の行使は認められるといふことで、國際法でも認められている世界でござります。

○小西洋之君 先ほど確認いたきました長崎市長の言葉です。「日本国憲法の平和の理念が、今揺らいでいるのではないか」という不安と懸念が広がっています。政府と国会には、この不安と懸念の声に耳を傾け、英知を結集し、慎重で真摯な審議を行うことを求めます」というふうに書かれています。

内閣法制局長官に事実関係だけ確認をさせていただきます。

七月一日の閣議決定をする際に、ゆっくり聞いてくださいよ、内閣法制局設置法に基づく意見事務として、この憲法前文の三つの平和主義の法理と集団的自衛権あるいは先ほど申し上げました後方支援の新しい活動等の関係について、設置法に基づく内閣法制局の審査を行いましたが、かつ、行つた文書が一枚でもこの閣議決定の最終案文以外にありますか。イエスかノーかだけで答えてください、イエスかノーかだけ。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 意見を求められて、意見がないという回答をしたところでございません。

○小西洋之君 意見がないという回答をしたその設置法に基づく審査は、この閣議決定の最終案文、七ページですけれども、裏表で四枚の紙ですけれども、これだけを設置法に基づく審査をして、で、意見はないという回答をしたと。六月三十日に国家安全保障局からこの紙を受け取つて、次の日の七月一日の午前中に電話で意見がないという審査を行つた。

設置法に基づく審査はそれだけだという理解でよろしいですか。イエスかノーかだけ。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) この問題につきましては経緯のあるところでございまして、元々、第一次の安保法制懇の議論がありました。

さらに第二次の安保法制懇の議論もありました。それぞれ……(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 答弁中ですから、静かに

してください。

○委員長(鴻池祥肇君) その件に関して、私の発言の前に岸田外務大臣から。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど来のやり取りの中で、要するに、憲法前文の平和主義、平和的生

存権について御質問をいただいています。

日本国民の平和的生存権のみならず他の国民の平和的生存権はどうなのか、こういった質問がありました。

○委員長(鴻池祥肇君) その件に関して、私の発言の前に岸田外務大臣から。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど来のやり取りの中で、要するに、憲法前文の平和主義、平和的生

存権について御質問をいただいています。

日本国民の平和的生存権はどうなのか、こういった質問がありました。

これは、端的にお答えすると、これらは全て国際法が遵守されているという世界の中で完結する議論であります。我が国が限定された集団的自衛権を行使する、これは既に武力攻撃の発生を前提としています。武力攻撃が発生している、違法な武力攻撃が発生している、この前提の下で我が国として限定的な集団的自衛権を行使する、これが議論されています。

これは、國際法が遵守されているという世界の中であつたならば単純に物を考えられるのであります。まして、今申し上げておるのは、その中にあつて違法な武力攻撃が発生している、それが

武力攻撃が発生している、この前提の下で我が国として限定的な集団的自衛権を行使する、これが議論されています。

ないんです。だから大臣が答えられないんです。当たり前のことをなぜ答えられないかというと、政局統一見解を委員長にお願いをさせていただきたいたいと思います。

憲法前文には三つの平和主義がございます。先ほど岸田大臣が答弁いただいた平和主義があります。それぞれの平和主義と集団的自衛権の行使が法理としてなぜ矛盾しないのか、また、後方支援、武力行使の一体化を始めとする安保法制の新しい自衛隊の活動がなぜ矛盾しないのか、論理としての文書をこの委員会に提出していただくようお願いいたします。

○委員長(鴻池祥肇君) その件に関して、私の発言の前に岸田外務大臣から。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど来のやり取りの中で、要するに、憲法前文の平和主義、平和的生

存権について御質問をいただいています。

日本国民の平和的生存権はどうなのか、こういった質問がありました。

○委員長(鴻池祥肇君) その件に関して、私の発言の前に岸田外務大臣から。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど来のやり取りの中で、要するに、憲法前文の平和主義、平和的生

存権について御質問をいただいています。

